

浜松市営住宅入居退去関係事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、公営住宅法（昭和26年法律第193号）及び浜松市営住宅条例（平成9年浜松市条例73号。以下「条例」という。）に基づく市営住宅への入居及び退去関係事務の取り扱いについて必要な事項を定める。

第1章 入居に関する事務

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義はそれぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 定期募集 浜松市営住宅において、定期的に入居者を公募すること。
- (2) 新築入居者募集 浜松市営住宅において、新規に建設又は建替え及び買取り並びに借り上げた住宅の入居者を公募すること。
- (3) 随時募集 定期募集及び新築入居者募集において、応募が募集戸数に達しない場合に入居者を公募すること。
- (4) 特別募集 何らかの理由により長期空き住戸となっていた住戸の入居者を公募すること。
- (5) 申込者 入居許可申請書を提出した者
- (6) 仮当選者 申込者のうち、選考により決定した者
- (7) 入居資格者 仮当選者のうち、条例第6条に規定する資格を有する者
- (8) 入居許可者 入居資格者のうち、市長より入居許可を受けた者
- (9) 優先入居 一般住宅困窮者よりも優先して住宅の確保の必要のある者を優先的に入居させること。

(優先入居)

第3条 優先入居を行う場合は、優先入居できる世帯の条件、募集団地、戸数を募集案内に掲載するものとする。また、優先入居できる世帯については別途定めるものとする。

(公募の広報)

第4条 市営住宅の入居者の公募は、次のいずれかの方法により行うものとする。

- (1) 広報はままつへの掲載

- (2) 地元新聞への掲載
 - (3) ラジオ又はテレビジョンによる放送
 - (4) 市庁舎掲示板等への掲示
 - (5) 担当窓口等での募集案内書の配布
 - (6) インターネットによるホームページへの掲載
 - (7) その他
- (募集案内書)

第5条 募集案内書には、募集する住宅の概要、申込受付期間、申込方法、申込場所、申込者の資格、入居者の決定方法、家賃の額等を記載するものとする。

(入居の申込み)

第6条 入居の申込みの受付は、次により行うものとする。

- (1) 定期募集及び新築入居者募集の入居の申込み受付期間は、7日以上とする。随時募集の入居の申込み受付期間は、抽せん会開催日の翌日より2月以内とする。ただし、特に入居を促進する必要があると認められる団地については、当該年度内を限度として入居の申し込み受付期間を延長することができる。特別募集の入居の申込み受付期間は、募集する際に決めることとする。
- (2) 入居の申込み方法については、受付期間中に浜松市営住宅条例施行規則（平成9年浜松市規則第73号。以下「規則」という。）第2条第1項に規定する入居許可申請書（以下「入居許可申請書」という。）を指定管理者に提出するものとする。なお、郵送での提出は、受付期間最終日の消印有効とする。
- (3) 申込みは1世帯につき1戸とする。ただし、同時に定期募集と新築入居者募集、又は定期募集と特別募集を実施した場合は、双方の募集に重複して申込みことができる。この場合、入居許可申請書は各々提出しなければならない。

2 定期募集に3回以上落選した者は、入居許可申請書に落選を示す市営住宅抽せん結果通知書の写しを添付することにより、当選確率を2倍とする。

3 小学生以下の子ども(胎児を含む。)とその親を含む世帯員で構成される子世帯と小学生以下の子どもの祖父母を含む世帯員で構成される親世帯が、浜松市内において新たに同居等(同居又は100m以内の近隣へ居住)するために入居の申込みをする場合は、入居許可申請書の困窮する理由のその他欄に、「多世帯住まい支えあい事業」と記載することにより、当選確率を2倍とする。ただし、子世帯又は親世帯が浜松市内

に1年以上住んでいて、過去1年以内に同居等をしていない者とする。

4 申込みに関する説明会を必要に応じて開催するものとする。

(申込者の選考)

第7条 条例第8条第2項に規定する一般公開抽せん(以下「抽せん」という。)を行うときは、申込者に対して抽せん会開催通知書(第1-1号様式)によりその旨を通知する。

2 抽せんは、特別の事由がない限り入居申込みの受付最終日から15日以内に開催する。

3 前条第1項第3号により定期募集と特別募集双方に重複して申し込みをした場合の選考については、特別募集の選考を優先するものとし、特別募集申請時に同意書(第1号-2様式)を提出させるものとする。

(抽せん結果の通知)

第8条 前条の抽せんを行った場合は、その結果を申込者に対し、市営住宅抽せん結果通知書(第2号様式)をもって通知する。

2 補欠の有効期限は、抽せん会の日から2月とする。

(資格審査)

第9条 仮当選者に対し、条例第6条から第6条の7までに基づく資格の有無を確認し、入居資格者を決定するものとする。

2 仮当選者の資格審査に必要な提出書類(規則第2条第2項)は次のとおりとする。

(1) 申込者及び同居する親族の市民税・県民税課税証明書及び源泉徴収票又は確定申告書の写し

(2) 給与所得者にあつては、収入証明書(第3号様式)

(3) 住民票の写し

(4) 外国人にあつては、在留カード又は外国人登録証の写し(特別永住者にあつては、特別永住者証明書の写し)

(5) 婚姻予定者にあつては、婚約証明書

(6) 退職者又は転職者にあつては、前職の雇用保険離職票の写し又は退職証明書

(7) 学生(高校生以上)にあつては、在学証明書又は学生証の写し

(8) 障害者にあつては、障害者手帳の写し又は療育手帳の写し

(9) 戦傷病者にあつては、戦傷病者手帳の写し

(10) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第11条

第1項の規定により厚生労働大臣の認定を受けている者にあつては、医療特別手当証書又は特別手当証書の写し

(11) 生活保護世帯にあつては、福祉事務所長の証明書

(12) 海外からの引揚者にあつては、援護事務主管(部)課長の証明書又は引揚証明書の写し

(13) ハンセン病療養所入所者にあつては、各療養所が発行する入所証明書の写し

(14) 心身障害者世帯にあつては、「心身障害者世帯の入居関係事務取扱い要領」に規定する障害者世帯調査表

(15) 単身入居者にあつては、「浜松市営住宅への単身入居に伴う取扱い要領」に規定する届出書

(16) シルバー住宅への入居にあつては、「シルバー住宅への入居に関する要綱」に規定する提出書類

(17) 日本国籍を有しない世帯の入居にあつては、緊急時の連絡や管理者からの通知が円滑に行えるように定める日本語理解に関する状況申告書(第4号様式)

(18) 連帯保証人になる者のその資格を有することを証明するア及びイの書類

ア 所得を証する書類(所得証明書、課税証明書等)

イ 市税納税証明書

(19) 第6条第3項の規定により入居する世帯または市営住宅住み替え事務取扱要領第2条第6号の規定により住み替えする世帯にあつては、次に掲げる書類。ただし、浜松市家族支えあい環境支援事業により市へ提出している書類は除く。なお、市営住宅住み替え事務取扱要領第2条第6号の規定により住み替えする世帯にあつては、入居許可申請書の困窮する理由欄に、「多世帯住まい支えあい事業」と記載することとする。

ア 市営住宅入居申込世帯ではない子世帯又は親世帯の世帯員全員の住民票の写し

イ 小学生以下の子どもがいない子世帯で、胎児がいる場合は、出産予定であることが分かる書類

ウ 子世帯と親世帯の親子関係が分かる戸籍謄本等の写し

エ 子世帯と親世帯が100m以内の近隣へ居住する場合は、引越し後の子世帯と親世帯の住宅位置及び距離を示すもの

(20) その他市長が指示する書類

- 3 仮当選者に対し、条例第6条第1項第8号に規定する入居資格を確認するために、関係機関に照会するものとする。
- 4 仮当選者から指定日まで、第2項の書類の提出がなかったとき（やむを得ない場合を除く）は、仮当選者としての決定を取り消し、当概仮当選者に対し、仮当選資格の取消し通知書（第5号様式）により通知する。
- 5 第1項及び第3項の規定に基づく資格審査において入居資格を有しないと判断した場合は、資格審査結果通知書（第6号様式）により、仮当選者に通知するものとする。
- 6 第1項の規定に基づく資格審査により、入居資格を有すると判断しがたい場合もしくは特別な事情等がある場合は、条例第45条に規定する市営住宅管理運営委員会に図り、審議を受けた上で入居の許可を行うものとする。

（入居資格者の決定及び入居説明会）

第10条 前条の資格審査により決定した入居資格者及び連帯保証人に対して、入居手続き及び入居中における必要な事項を周知するため入居説明会を実施する。この場合において、入居資格者に対して市営住宅入居資格者の決定通知書及び入居説明会開催通知書（第10号様式）により、その旨を通知する。

2 入居説明会で説明する事項は、次のとおりとする。

- (1) 入居の手続き
- (2) 市営住宅使用上の注意事項
- (3) 家賃及びその納入方法
- (4) 収入申告
- (5) 収入超過者の住宅明渡し努力義務
- (6) 高額所得者への住宅明渡し請求
- (7) その他の住宅明渡し請求
- (8) 入居者の負担する費用
- (9) 各種の申請及び届出
- (10) 災害予防
- (11) 住宅管理人の職務
- (12) 連帯保証人の責務
- (13) その他必要な事項

3 指定管理者は、入居説明会において市営住宅の入居に必要な基本的事項を取りまとめた「すまいのしおり」を配布し、内容を十分に説明する。

(入居の許可)

第11条 市長は、入居資格者より次の各号に基づく書類等が提出された場合、条例第9条の2により入居の許可をするものとする。

(1) 入居後の迷惑行為の禁止及び防止を図るための誓約書(第8-1号様式)及び印鑑証明書

(2) 条例第10条第1項第1号に規定する請書及び添付書類

(3) 条例第17条第1項の規定に基づき納付した敷金の領収書及び敷金の取扱に関する重要事項確認書(第9号様式)

(4) 入居後の家賃及び駐車場使用料の確実な納付を図るための誓約書兼同意書(第8-2号様式)

2 前項第3号の敷金の納付は、納付書兼領収書により入居資格者が入居説明会までに指定の金融機関に払い込むものとする。

3 第1項による入居の許可をする場合、市長は市営住宅入居許可書(第10号様式)を入居許可者に発行し、住宅の鍵を引き渡すものとする。

4 やむを得ない場合を除き、入居資格者より指定した期間内に第1項の書類等の提出がないときは入居資格を取り消し、当概資格者に対し通知する。

5 入居許可者が、入居可能日から15日以内に市営住宅に入居しない場合は入居許可の取り消すものとする。ただし、市長の承認を受けたときは、この限りではない。

6 第1項により入居の許可を行った場合は、共益費等の徴収などの関係者に通知するとともに連帯保証人に対し、入居許可証及び請書の写しを渡す。

7 特別募集の入居にあたっては、特別募集たる住戸であることを理由に住み替えの要求や意義の申し立てを行わない旨の誓約書(第8-3号様式、第8-4号様式)を入居者に提出させる。

(入居の確認)

第12条 入居許可者が市営住宅に入居したことを確認するため、市営住宅入居届(第11号様式)に住所変更後の世帯全員の住民票を添付し、すみやかに指定管理者に提出させるものとする。

(点検確認書の提出)

第13条 入居許可者には、後日の修繕費用負担等の紛議等の防止を図るため、入居時造作等点検確認書(第12号様式)を入居後7日以内に指定管理者に提出させるものとする。

第2章 退去事務について

(退去の届出)

第14条 入居者から規則第15条に規定する市営住宅明渡届(以下「市営住宅明渡届」という。)が提出された場合、条例第31条第2項に基づき、入居者の責務において原状回復すべき部分の確認をするため、日時を定めて指定管理者との立会いを求めるものとする。

(届出後の家賃)

第15条 市営住宅明渡届に記載する日を明渡し日と認定し、認定日までを入居期間とみなし、家賃を徴収するものとする。

計算方法は、家賃をその月の日数で除したものに、明け渡し日までの入居日数を乗じて得た金額(1円未満は切り捨てとする。)とする。

(立会い検査)

第16条 第14条に基づき立会いを行った場合、指定管理者は市営住宅退去に伴う修繕指示書(第13号様式)を退去者に渡し、市営住宅退去調査時修繕報告書(第14号様式)を保管するものとする。

2 立会い検査において、確認書(第15号様式)を用いて、退去者に手続きについて周知させる。

(鍵の返還)

第17条 前条の立会い検査後、退去者に住宅の玄関及び物置等の貸与された鍵を管理者に返還させるものとする。

(退去修繕)

第18条 退去者は、修繕指示書に基づき、すみやかに指示された部分について修繕を行わなければならない。

2 前項の修繕については、1月以内で指定管理者の指定した期日までに修繕し、指定管理者に報告しなければならない。

- 3 前項の報告を受けた場合、指定管理者はすみやかに確認しなければならない。
- 4 前項の修繕の確認後、退去者に次の各号に規定する書類を提出させるものとする。
 - (1) 修繕に要した部分の領収書
 - (2) 市営住宅退去に伴う修繕指示書及び確認書
- 5 第3項の確認が終了し、第4項の提出があった時点で、市営住宅明渡し完了確認書(第16号様式)を退去者に発行する。
- 6 第2項に規定する期日までに報告がない場合は、退去者に代わって、浜松市または指定管理者が修繕を行うことができる。
- 7 前項の規定により浜松市または指定管理者が修繕を行った場合は、第1項に規定する退去者が行うべき修繕に要した経費を当概退去者に対し、退去時修繕費請求書(第17号様式)により請求することができる。

(敷金の返還)

- 第19条 前条第5項に基づく明渡し完了確認書の発行をした後、退去者に敷金返還請求書(第18号様式)に敷金納付を確認できる領収書等を添付させ、提出させるものとする。
- 2 退去者に滞納している家賃または敷地使用料(以下「滞納家賃等」という。)がある場合は、滞納家賃等に返還される敷金を充当する旨の承諾書(第19号様式)を市営住宅明渡し届に合わせて提出させることができる。
 - 3 前項の規定による敷金を充当する旨の承諾書が提出されず滞納家賃等についても納付されない場合は、条例第17条第2項の規定に基づき滞納家賃等に当該敷金を充当するものとする。
 - 4 滞納家賃等がない退去者が修繕費に敷金を充当したいと申し出た場合は、修繕費に敷金を充当する旨の承諾書(第19-1号様式)を提出させることができる。
 - 5 前3項の規定に基づき滞納家賃等または修繕費に充当した場合は、敷金の家賃等充当通知書(第20号様式)または敷金の修繕費充当通知書(第20-1号様式)を敷金の名義人に通知する。
 - 6 前条第7項の規定に基づき退去者に修繕費を請求したが期限までに支払いがされない場合において、滞納家賃等がないときは、敷金を当該修繕費に充当することができる。
 - 7 前項の規定により、敷金を退去時の修繕費に充当する場合は、敷金の退去時修繕費充当通知(第21号様式)を敷金名義人に送付する。

(退去の報告等)

第20条 指定管理者は、退去者に対し、必要に応じ連帯保証人や関係者への連絡を指導する。

(様式)

第21条 その他退去に関する事務に必要な書式は第22号様式から第27号様式に規定する。

(その他)

第22条 この要領に定めない事項については、別に定める。

附 則

この要領は、平成9年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成13年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年12月26日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年1月1日から施行する。

附則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成24年9月14日から施行する。

附則

この要領は、平成24年10月1日から施行する。

附則

この要領は、平成26年9月29日から施行する。

附則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

抽選会の開催について（通知）

先に申込みいただきました市営住宅の公開抽選を下記のとおり開催しますので通知します。

記

1. 日 時 年 月 日
 午前・午後 時 分より
2. 場 所

（抽選会場が「クリエート浜松」の場合は駐車場がございませんので、公共交通機関の利用をお願いします。）

3. あなたの抽選番号

| | | |
|----|-----|---|
| 団地 | タイプ | 番 |
|----|-----|---|

抽選会の出席、欠席にかかわらず抽選結果をハガキにて通知いたしますので、電話でのお問合せはご容赦願います。

（抽選会への出欠は当落に関係ありません。）

第 1 - 2 号様式（第 7 条関係）

（あて先）

浜松市長

同 意 書

私は、特別募集として 団地 棟 号室を
申し込むと共に、第 回一般募集として 団地 タイプ
を申し込みます。

特別募集の部屋が空き室となっている状況について、十分に理解しました。

併せて、特別募集及び一般募集の重複申込にあたり、特別募集の仮当選結果
が優先されることも理解しましたので、ここに同意します。

年 月 日

住所

氏名

年 月 日

市営住宅抽選結果通知書

〔定期・随時・新規・特別〕 あなたの抽選番号

| | | |
|----|-----|---|
| 団地 | タイプ | 番 |
|----|-----|---|

抽選結果

| | | |
|---|-----|---|
| 1 | 仮当選 | 番 |
| 2 | 補欠 | 番有効期限 年 月 日まで |
| 3 | 落選 | 3回落選した場合には、当選確率が倍になりますのでこの通知書を保管しておいてください。 (ただし、特別募集を除く) |

仮当選された方は、下記の日時・場所に入居資格審査に必要な書類とこのハガキを持参してください。(必要書類は案内書を参照)

補欠の方は、繰り上げ仮当選になった時に改めてご連絡いたします。

審査では、連帯保証人についてお伺いします。

なお、審査を無断で欠席したり、申込資格に該当しない場合や期日までに必要書類を提出されなかった場合は失格となりますのでご承知下さい。

持参日時 年 月 日

午前 時から午後 時まで

持参場所

第3号様式（第9条関係）

収入証明書

| | | | |
|-------------------------------------|---|--|---|
| 氏名 | | | |
| 職種 | | | |
| 勤続年数 | | 年 月 日から 年 月 | |
| 前年1年間の給与支給月額(賞与、残業手当等を含む。)を記入してください | | 本年の支給分について、給与支給月額(賞与、残業手当等を含む。)を記入してください | |
| 年 1月分 | 円 | 年 1月分 | 円 |
| 年 2月分 | 円 | 年 2月分 | 円 |
| 年 3月分 | 円 | 年 3月分 | 円 |
| 年 4月分 | 円 | 年 4月分 | 円 |
| 年 5月分 | 円 | 年 5月分 | 円 |
| 年 6月分 | 円 | 年 6月分 | 円 |
| 年 7月分 | 円 | 年 7月分 | 円 |
| 年 8月分 | 円 | 年 8月分 | 円 |
| 年 9月分 | 円 | 年 9月分 | 円 |
| 年10月分 | 円 | 年10月分 | 円 |
| 年11月分 | 円 | 年11月分 | 円 |
| 年12月分 | 円 | 年12月分 | 円 |
| 賞与等(月) | 円 | 賞与等(月) | 円 |
| 賞与等(月) | 円 | 賞与等(月) | 円 |
| 賞与等(月) | 円 | 賞与等(月) | 円 |
| 合計 | 円 | 合計 | 円 |

上記の者は、 年 月 日から勤務し、上記の金額を支給したことを証明する。

平成 年 月 日

所在地
勤務先名称
証明者(代表)
電話番号

記入上の注意

- 1 前年1月分から申込時点で支給されている分の額を記入して下さい。
- 2 会社の代表者印又は営業所などの代表者印にて押印して下さい。
- 3 シルバー人材センターなど給与でない場合は、支払額等を記入して下さい。
- 4 支給額のない部分等不要な個所は斜線をお願いします。

日本語理解に関する状況申告書

住所

氏名

この申告書は、入居者が緊急時の連絡や管理者からの通知を円滑に行えるように提出するものです。

| 入居予定住宅 | 団地 | 棟 | 号室 | |
|--------|----|----|------------|--|
| 入居者氏名 | 性別 | 年齢 | 日本語に関する理解度 | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

- 1 通常の会話、文章が理解できる
- 2 文章は理解できないが、会話はできる
- 3 あいさつ程度はできる
- 4 まったく理解できない

名義人が1以外の場合、日本語に関する連絡等をお願いする方

| 氏名 | 性別 | 年齢 | 住所 | 電話等の番号 |
|----|----|----|----|--------|
| | | | | |
| | | | | |

第5号様式（第9条関係）

年 月 日

住所

氏名

様

浜松市長

仮当選資格の取消し通知書

記

市営住宅入居に関する書類の提出が指定の日までに提出されませんでしたので先の仮当選資格は取り消します。

第6号様式（第9条関係）

浜 建 住 第 号
年 月 日

住所

氏名 様

浜松市長

資 格 審 査 結 果 通 知 書

記

浜松市営住宅入居に係る二次審査（書類審査）の結果入居資格について該当
しませんので先の仮当選は無効とします。

該当しない理由

事務連絡
年 月 日

住所
氏名 様

浜松市 住宅課

市営住宅入居資格者の決定通知書及び入居説明会開催通知書

先般、申込みのありました市営住宅につきまして、入居準備が整いましたので、下記のとおり入居説明会を開催いたします。

なお、都合により入居を辞退される場合には、下記問い合わせ先にその旨を至急ご連絡ください。

記

- 1 日 時 年 月 日（曜日）
時 分から(所要時間 時間 分) 時間厳守願います。
- 2 場 所
- 3 持参するもの (1) 敷金(家賃の3ヶ月分)納付領収書
(2) 実印
(3) 請書
- 4 連帯保証人の資格
連帯保証人は、独立の生計を営む方で、入居予定者の家賃の3倍以上の収入がある方
でなければなりません。また、県・市営住宅の入居者や入居予定者相互の保証はできな
い等の制約があります。
- 5 請書の提出について
(1) 入居名義人と連帯保証人の印鑑は、実印を押印してください。
(2) 請書の提出に伴い、入居名義人の印鑑証明書、納税証明書と連帯保証人の印鑑証
明書、所得証明書、納税証明書を添付してください。なお、代理人請求する場合には
委任状が必要です。(納税証明は市税について請求してください。)
(3) 証明書請求の際は年度等内容を確認してください。
- 6 説明会当日について
(1) 会場駐車場が大変混雑しますので、公共の交通機関をご利用ください。
(2) 敷金、書類に不備があると許可できません。(書類等で不明な点は事前に 課
までご連絡ください。)
(3) 説明会は他の入居予定者の方も出席しますので、時間厳守でお願いします。
(4) 原則として、連帯保証人も同席して下さい。
- 7 入居していただく住宅 団地 棟 号
- 8 入居許可日 年 月 日
- 9 問い合わせ先

年 月 日

(あて先)

浜松市長

市営住宅 団地 棟 号

入居者氏名 実印

(住宅名義人)

誓 約 書

私は、市営住宅 団地 棟 号室に入居するにあたり、団地の環境を良好に保ち、快適な団地生活を過ごすため、下記の事項を守り、法令違反や共同生活の秩序を乱さないことを誓約いたします。

また、万一これらに違反した場合は、住宅の明け渡しなど無条件で市の指示に従うことも誓約いたします。

記

- 1 許可を受けた所定の駐車区画に駐車し、他の駐車場利用者や団地周辺居住者の迷惑にならないよう違法駐車及び路上駐車はいたしません。
また、来客用及び許可区画数を超過して駐車場を必要とする場合は、団地外で確保します。
- 2 犬、猫、鳥などペット類の飼育はいたしません。
- 3 楽器、音響機器、カラオケなどによる騒音や酒を飲んで暴れるなど、他の入居者に迷惑をかける行為はいたしません。
- 4 ごみ・資源物の搬出については、浜松市の『ごみ・資源物の正しい出し方』で決められたルールを正しく守ります。
- 5 市の同居承認を得ていない者を無断で同居させることはいたしません。
- 6 連帯保証人が条件に該当しなくなった場合は、速やかに新たな連帯保証人をたてます。
- 7 入居者又は同居者が暴力団員であることが判明したときは、速やかに住宅を明け渡します。
- 8 住宅以外の目的で使用いたしません。
- 9 住宅を他の者に転貸いたしません。
- 10 住宅を退去する際は、入居期間、使用状況に関わらず、畳の表替え、襖の張替え及びその他自らの責任で生じた損耗箇所の修繕等を定められた期日までに必ず行います。また、要した費用については、入居者が負担します。

(あて先)

浜松市長

家賃等納付誓約書 兼 個人情報調査同意書

入居者 住 所

(住宅名義人)

氏 名

連帯保証人 住 所

氏 名

市営住宅入居にあたり、家賃及び駐車場使用料を納期限までに納付することを誓約します。なお、家賃又は駐車場使用料を滞納した場合には、その徴収のため市長が下記の調査を行うことについて同意します。

ただし、駐車場を利用しない場合は、駐車場使用料を納める必要はありません。

記

調査事項

- (1) 住民基本台帳に関する調査
- (2) 住民税等の課税状況に関する調査
- (3) 固定資産における名寄帳の閲覧及び謄写、評価証明等の調査
- (4) 金融機関における取引状況に関する調査
- (5) 生命保険の加入状況に関する調査
- (6) その他市長が家賃又は駐車場使用料を徴収するため必要があると認める調査

年 月 日

(あて先)

浜松市長

誓 約 書

住所

氏名

私は、市営住宅 団地 棟 号室に入居するにあたり、下記に記載

されたことに関して説明を受けましたので、入居後に意義を申し出ないことを誓約します。

記

- 1 事故部屋として取り扱われた理由
- 2 事故が生じた年月日
- 3 最後に入居していた世帯構成

第 8 - 4 号様式 (第 1 1 条関係)

年 月 日

(あて先)

浜松市長

誓 約 書

住所

氏名

私は、市営住宅 団地 棟 号室に入居するにあたり、下記に記載されたことに関して私の意思で説明を受けませんでした。下記記載事項があることを承知のうえで入居するものであり、入居後に意義を申し出ないことを誓約します。

記

- 1 事故部屋として取り扱われた理由
- 2 事故が生じた年月日
- 3 最後に入居していた世帯構成

敷金の取扱に関する重要事項確認書

浜松市は、市営住宅の入居に伴い入居決定者が納入する敷金について、浜松市営住宅入居退去事務取扱要領に則り下記のとおり取り扱います。

記

- (1) 入居者は、市営住宅の入居に伴い発生する債務の担保として、入居時の家賃金額3か月分に相当する金額を敷金として入居時に浜松市に預け入れるものとする。
- (2) 入居者は、入居許可を受けた物件を明け渡すまでの間、敷金をもって住宅使用料、住宅敷地使用料（駐車場使用料）その他の債務と相殺することが出来ない。
- (3) 浜松市は、入居者が修繕を完了し物件を明け渡した後、敷金返還請求書を提出したときは、遅滞なく、敷金の全額を入居者に返還しなければならない（無利息）。ただし、浜松市は、物件明け渡しの際に、住宅使用料及び住宅敷地使用料の滞納、退去修繕費用（ ）の未払いその他入居者の債務の不履行が存在する場合には、当該債務の額を敷金から差し引くことができる。
- (4) 前項ただし書きの場合には、浜松市は、敷金から差し引く債務の額の内訳を入居者に明示しなければならない。

以上

上記の内容を承諾し、入居申し込みを行います。

平成 年 月 日

入居者 印

連帯保証人 印

【退去修繕費用に係る注意事項】

退去修繕には、入居期間及び損傷程度に関わらず入居者全員に等しく実施していただく修繕（ ）と、故意または過失による修繕（ ）の2種類があります。

は畳の表替え・襖の張替え、 は天井・壁紙・床材の汚損による張替え（傷・剥がれ、ヤニや油等による汚れ、カビなど）、その他入居者の過失によって汚損した部分の修繕が該当します。入居時にご自身で住戸内各箇所の状況を確認し「入居時造作等点検確認書」を提出していただき、その「入居時造作等点検確認書」に基づき、退去立ち合い時に修繕部分を決定します。

公営住宅は、国民生活の安定と社会福祉の増進のため低廉な家賃で提供されています。したがって、民間の賃貸住宅とは異なり、日常損耗分の修繕費用は家賃に含まれておりません。

このため、畳の表替え・襖の張替えについては、入居期間及び損傷程度に関わらず全入居者が負担すべき修繕としており、この点について同意していただいた方のみ、入居をしていただくこととなります。

参考：近傍同種家賃（同じ地域で同種の住宅を借りる場合の家賃） _____ 円

第10号様式(第11条関係)

浜松市指令建住第 号

年 月 日

様

浜松市長

市営住宅入居許可書

| | | | | |
|---|---------|----|----|----|
| 1 | 市営住宅団地名 | 団地 | 号棟 | 号室 |
| 2 | 所在地 | | | |
| 3 | 入居可能日 | | | |
| 4 | 家賃額 | | | |
| 5 | 敷金額 | | | |
| 6 | 許可入居者数 | | | |

(入居許可条件)

- 1 浜松市営住宅条例及び同条例施行規則を遵守すること。

第 1 1 号様式 (第 1 2 条関係)

年 月 日

(あて先)

浜松市長

住所

届出者

氏名

印

市営住宅入居届

次のとおり入居したので、届け出ます。

記

| 入居年月日 | 年 月 日 | | | |
|---------------|-------------|----|--------|----|
| (フリガナ) 氏 名 | 入居者 との関係 | 性別 | 職業・勤務先 | 備考 |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

添付書類

- 1 転居後の世帯全員の住民票の写し
- 2 婚約受付した場合には、婚姻後の戸籍の全部事項証明書等

第12号様式(第13条関係)

入居時造作等点検確認書

この度、入居していただく市営住宅は、建設後年数を経ていること、前住者の住まい方に応じて内装が汚れていたり、損耗しております。市では生活に差し支えないよう一定の水準を確保するため、できる限り補修しておりますが、新築の住宅と異なり、すべての設備等が新品と同様ではありませんので、その点をお含みのうえで下記項目について確認して不備な点を記入し、記名、捺印のうえ提出してください。

なお、指定された日までにこの点検確認書を提出しなかった場合は、現状の諸設備等に不具合がなかったものとみなし、その後の修繕等については、入居者修繕負担表(入居説明会時に配布する「すまいのしおり」の中にあります)によりあなたの負担において行っ
ていただく場合がありますので、ご承知おきください。

| 部位 | 箇所 | 不備不具合内容 | 判定欄(記入しないで下さい) |
|------------------|-------------|-------------|----------------|
| 建 築 関 係 | 床 | タ タ ミ | |
| | | 洋 間 床 | |
| | | 台 所 食 事 室 床 | |
| | 襖 | 廊 下 | |
| | | 部 屋 境 襖 | |
| | 建 具 | 押 入 ・ 天 袋 襖 | |
| | | 玄 関 扉 | |
| | | 便 所 扉 | |
| | | 浴 室 扉 | |
| | そ の 他 | 台 所 引 戸 | |
| | | ガ ラ ス 窓 | |
| | | そ 天 井 | |
| の 押 入 ・ 天 袋 | | | |
| 鍵 | 壁 | | |
| | 物 置 | | |
| | 玄 関 | | |
| 電 気 設 備 | 物 置 | | |
| | 裏 口 | | |
| | 灯 玄 関 灯 | | |
| | 具 便 所 灯 | | |
| そ | 浴 室 灯 | | |
| | ス イ ッ チ 類 | | |

| | | | | | |
|------------------|--------|----------|-------|--|--|
| 備 | の | コンセント類 | | | |
| | 他 | TVアンテナ端子 | | | |
| 衛 生 設 備 | 給 | 洗面器水栓 | | | |
| | | 洗面器排水 | | | |
| | 排 | 浴室水栓 | | | |
| | | 浴室排水 | | | |
| | 水 | 洗濯機置場水栓 | | | |
| | | 洗濯機置場排水 | | | |
| | 関 | 便所給水 | | | |
| | | 便所排水 | | | |
| | 係 | 台所水栓 | | | |
| | | 台所排水 | | | |
| | 設 備 | 設 | ガス栓 | | |
| | | | 洗面器 | | |
| | | 備 | 便器・便座 | | |
| | | | 洗濯機パン | | |
| 換気扇 | | | | | |
| その他 | | | | | |

(注意事項)

退去の際は、この点検確認書で入居時の状態を確認し、修繕箇所を指示します。

なお、畳の表替え、襖の張替えは入居期間・損傷程度に関わらず必ず行なっていた
 いただきますのでご承知おきください。

また、修繕に関しては、期日を指定しますので、期日までに修繕を終了し、報告し
 てください。期日までに報告がない場合は、市が修繕を行い、要した費用を請求する
 こととなります。

上記の場合で請求に対する支払いがなかった場合は、その請求金額を敷金から控除
 する場合があります。

この点検確認書は、入居後7日以内に まで提出してください。

判定欄は記入しないでください。

この点検確認書は、全住宅共通のもので、団地又は住宅形式によって上記の
 設備をすべて備えていない場合がありますので、該当する設備のみ記入してください。

点検確認書の注意事項を遵守し、上記のとおり点検箇所を確認しましたので報告
 いたします。

(あて先) 浜松市長

年 月 日

住所

団地名 団地 棟 号室

氏名

印

| | | | |
|------|----|---|-------|
| 市営住宅 | 団地 | 号 | 年 月 日 |
| | 様 | | 指示者名 |
| | | | 連絡先 |

市営住宅退去に伴う修繕指示書

| | |
|---|--|
| <p>1 「畳」 帖表替え 注</p> <p>2 「襖」 本両面張替 注</p> <p>「欄間」 本両面張替 注</p> <p>3 「ガラス」 損傷有 ・ 損傷無 清掃済 ・ 清掃依頼</p> <p>4 「鍵」 玄関 本 物置 本 建具 本 裏口 本</p> <p>5 「トイレ」 清掃済 ・ 清掃依頼</p> | <p>6 「浴室」(浴槽とガス風呂釜) 撤去済 ・ 撤去依頼 (浴室) 清掃済 ・ 清掃依頼</p> <p>7 「台所」(ガス湯沸かし器) 撤去済 ・ 撤去依頼 (台所) 清掃済 ・ 清掃依頼</p> <p>8 「壁・床」 清掃済 ・ 清掃依頼</p> <p>9 「物置」 撤去済 ・ 撤去依頼</p> <p>10 「その他、自転車・オートバイ」 撤去済 ・ 撤去依頼</p> |
|---|--|

注 畳の修繕は、必ず新しい畳表と取替るよう業者に依頼してください。

注 襖等の張替は、必ず専門業者に依頼してください。

「上記のとおり指示しますので、期限(別紙確認書)までに修繕を完了してください。」

なお、期日までに修繕を完了し、報告のない場合は、市が代わって修繕を行い、要した経費を請求することになります。

上記の場合で請求に対する支払いがなかった場合は、その請求金額を敷金から控除する場合があります。

その他連絡(依頼)する事項

上記事項について、確認しました。

(氏名)

市営住宅退去調査時修繕報告書

整理番号

| | | | | | | | | | |
|---------------------------------------|-----|----|---------------|-----|------|-----|--------------|------|---|
| 報 告 | | 年 | | 調 査 | | 年 | | 調査担当 | |
| 年月日 | 月 | 日 | | 年月日 | 月 | 日 | | 者氏名 | |
| 団地 | | 棟 | | 部屋 | | 退去 | 年 | 月 | 日 |
| 名 | | | | 番号 | | 年月日 | (空家期間 = 年 月) | | |
| 調査による修繕依頼内容(退去者へ依頼した事項)・(他修繕を必要とする事項) | | | | | | | | | |
| 建 築 | | | 機 械 | | | 電 気 | | | |
| | | | 洗面所 = 洗面器 損傷 | | | | | | |
| | | | あり なし | | | | | | |
| | | | 鏡 損傷 | | | | | | |
| | | | あり なし | | | | | | |
| | | | 便 所 = 便器便座 損傷 | | | | | | |
| | | | あり なし | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| 依頼 | 依頼日 | 完了 | 依頼 | 依頼日 | 完了確認 | 依頼業 | 依頼日 | 完了 | |
| 業者名 | | 確認 | 業者名 | | | 者名 | | 確認 | |
| | 月 日 | | | 月 日 | | | 月 日 | | |

検査種目 (印で囲む)

第16号様式(第18条関係)

市営住宅明渡し完了確認書

住所

氏名

先に明け渡していただきました下記住宅の修繕の完了につきまして、 年 月
日に現地の確認ができました。

明け渡していただいた住宅 団地 棟 号室

明渡しに必要な修繕が完了したことを承認します。

年 月 日

市営住宅管理者

年 月 日

住所

氏名

浜松市長

退 去 時 修 繕 費 請 求 書

請求金額金

円

浜松市営住宅 団地 棟 号室について、退去時の修繕についての報告が期日
までにありませんので、浜松市で修繕を行いましたので、本来あなたが行うべき修繕費分
について、請求いたします。

納入期日 年 月 日

納入先及び連絡先

上記納入先に請求金額を持参してください。

年 月 日

住所

氏名

市営住宅管理者

退 去 時 修 繕 費 請 求 書

請求金額金

円

浜松市営住宅 団地 棟 号室について、退去時の修繕についての報告が期日
までにありませんので、(市営住宅管理者名)で修繕を行いましたので、本来あなたが行う
べき修繕費分について、請求いたします。

納入期日 年 月 日

納入先及び連絡先

上記納入先に請求金額を持参してください。

第18号様式(第19条関係)

年 月 日

(あて先)

浜松市長

(申請者)

住 所： 市

(マンション名、室番号等)：

氏 名：

(申請者が相続人代表者または代理人の場合)

名義人の氏名：

敷 金 返 還 請 求 書

請求金額 金 円

浜松市営住宅 団地 棟 号室の明渡し
が終了しましたので上記金額の敷金返還を請求いたします。

第19号様式(第19条関係)

(あて先)

浜松市長

承諾書

市営住宅の退去に伴い、明渡し住宅の敷金を未払いとなっている家賃または敷地使用料に充当することを承諾いたします。

年 月 日

(団地) 団地 棟 号

(申請者)

住 所: 市

(マンション名、室番号等):

氏 名:

(申請者が相続人代表者または代理人の場合)

名義人の氏名:

第19-1号様式(第19条関係)

(あて先)

浜松市長

承諾書

市営住宅の退去に伴い、明渡し住宅の敷金を退去修繕費に充当することを承諾いたします。

年 月 日

(団地) 団地 棟 号

(申請者)

住 所： 市

(マンション名、室番号等)：

氏 名：

(申請者が相続人代表者または代理人の場合)

名義人の氏名：

第20号様式(第19条関係)

年 月 日

敷金名義人 住所
氏名

浜松市長

敷金の家賃等充当通知書

市営住宅の退去にともない、明渡し住宅の敷金を未払いとなっている家賃または敷地使用料に充当しましたので、通知します。

未払い家賃金額

未払い敷地使用料金額

保管している敷金

充当した敷金

残額

年 月 日

敷金名義人 住所
氏名

浜松市長

敷金の修繕費充当通知書

市営住宅の退去にともない、明渡し住宅の敷金を退去修繕費に充当しましたので、通知
します。

修繕額

保管している敷金

充当した敷金

残額

年 月 日

敷金名義人 住所

氏名

浜松市長

敷金の退去時修繕費充当通知書

市営住宅の退去にともない、浜松市があなたに代わって行った退去時の修繕費を
年 月 日に請求いたしましたが、期日の 年 月 日までに
支払いがありませんでした。

つきましては、浜松市で保管しています敷金を請求金額分に充当しますので通知しま
す。

退去修繕費金額

保管している敷金

充当する敷金

残額

なお、この措置に異議がある方は下記連絡先へ、 年 月 日までにご連絡
してください。

連絡先

第21号様式(第19条関係)

年 月 日

敷金名義人 住所

氏名

指定管理者

敷金の退去時修繕費充当通知書

市営住宅の退去にともない、指定管理者があなたに代わって行った退去時の修繕費を
年 月 日に請求いたしましたが、期日の 年 月 日までに
支払いがありませんでした。

つきましては、浜松市で保管しています敷金から、請求金額分の支払いに充当するこ
とを浜松市に申し出ますので、ご承知ください。

退去修繕費金額

保管している敷金

充当する敷金

残額

なお、この措置に異議がある方は下記連絡先へ、年 月 日までにご連絡
してください。

連絡先

第22号様式(第19条関係)

年 月 日

(あて先)

浜松市長

指定管理者

退去修繕費に敷金を充当する申し出書

市営住宅の退去にともなう修繕につきまして、
要請しましたが、履行されませんでしたので、
に再三に渡り行うように
が退去者に代わり行いまし
た。

退去者が負担すべき修繕費につきましては、
別紙納入期限までに、支払いがありませんでした。
に請求を行ってまいりましたが、

つきましては、浜松市で保管しております敷金から、請求金額分の支払いに充当する
ことを申し出ます。

退去者氏名

敷金名義人

退去修繕費金額

保管している敷金

充当する敷金

敷金残額

別紙資料

- 1 退去に伴う修繕の内容及び要した経費
- 2 要した経費に対する請求書の写し
- 3 退去者に対して行った通知及び連絡等

連絡先

誓約書

年度建設市営住宅 団地 棟 号
の市営住宅敷金受領書又は敷金の納付書兼領収書(記載金額
円)は紛失したため、提出することはできませんが、市営住宅敷金受領後は、
その敷金の返還請求をしないことは勿論、このことに関しては一切、浜松市に
対してご迷惑をかけないことを誓約いたします。

年 月 日

(あて先)

浜松市長

(申請者)

住 所: 市

(マンション名、室番号等):

氏 名:

(申請者が相続人代表者または代理人の場合)

名義人の氏名:

第24号様式(第21条関係)

年 月 日

_____団地_____棟_____号室

管理人_____様

管理者名

連絡先

退去者について（お知らせ）

市営住宅の管理については、種々ご協力賜り厚くお礼申し上げます。

さて、この度_____号室の_____さんが_____年_____月
_____日をもって退去します。

年 月 日

(あて先)

浜松市長

(相続人代表者)

住 所： 市

(マンション名、室番号等)：

電 話 () -

氏 名

生年月日 明治・大正・昭和・平成 年 月 日

被相続人との続柄

相続人代表者に関する届出書

下記被相続人死亡後における、被相続人にかかる市営住宅敷金の受領に関する事項については相続人代表者が引き継ぎ、今後この相続の承継に関する紛議等生じた場合においては、その責任を負うことを届け出ます。

| | | |
|-----------|------------------|---------------|
| 被相続人(死亡者) | 死亡時の住所 (市営住宅) | 浜松市 団地 棟 号 |
| | 氏 名 | |
| | 死亡年月日 | 年 月 日 |

第 2 6 号様式(第 2 1 条関係)

年 月 日

(あて先)

浜松市長

住所

団地 棟 号室

氏名

印

(連絡先)

-

市営住宅明渡し届取消し願

先般、下記市営住宅に係る明渡し届を提出しましたが、明渡し(退去)の取消しをお願いいたします。

記

| 団地名及び住宅番号 | 団地 | 棟 | 号室 |
|-----------|----|---|----|
| 明渡し届出日 | 年 | 月 | 日 |
| 明渡し日 | 年 | 月 | 日 |
| 取消理由 | | | |
| 備考 | | | |

第27号様式(第21条関係)

(あて先)

浜松市長

承諾書

市営住宅の退去に伴い、明渡し住宅の敷金を未払いとなっている残留物の撤去費用の一部に充当することを承諾いたします。

年 月 日

(団地) 団地 棟 号

(申請者)

住 所: 市

(マンション名、室番号等):

氏 名:

(申請者が相続人代表者または代理人の場合)

名義人の氏名: